

種子島サイクルツーリズム推進事業業務委託公募仕様書

1 委託業務名 種子島サイクルツーリズム推進事業

2 業務の目的

種子島への来訪促進と周遊エリアの拡大、滞在延伸と地域経済活性化を目的とした種子島サイクルツーリズム事業を行い、近年の国内外の観光動向として特徴的な体験型観光を推進する。昨年度までの環境整備や受入れ環境構築等の各事業を踏まえ、今年度は地域内事業者の参画をより具体的にし、来訪者の利便性向上と島内事業の促進と特産品の消費拡大に繋げる。

3 業務内容

- (1) 地域連携体制整備、強化の取り組み
 - ① 事業説明会の実施（1市2町各1回）
- (2) 自転車ネットワーク体制整備
 - ① 自転車ネットワーク体制構築に向けた地域説明会の実施（1市2町各2回）
 - ② 参画を希望する事業者等の取りまとめと進捗管理
- (3) サイクル利用者の動向調査の実施
 - ① GPS機能を搭載したレンタサイクル導入による利用者の動向調査及びアンケートの実施。レンタサイクルは種子島に適した自転車12台以上とする。
- (4) 道路環境整備調査及び内容検証
必要とされる標識・ピクト等の設置内容の確認と検討（有識者招請）（前年度継続）
- (5) 次年度以降の事業活性化に向けた提言書の作成
本年度事業内容を踏まえ、次年度以降3年間の事業活性化に向けた提言書を作成し提出すること。
なお、この提言書は実施及び次年度以降の契約を約するものではない。
- (6) 業務実施体制の確立
業務を円滑かつ継続的に実施するための実施体制を確立すること
- (7) 成果品の提出
委託業務終了後、速やかに業務実施報告書（様式任意）を5部提出すること。同報告書には、委託業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。
なお、報告書電子データを入れた電子記録媒体（CD又はDVD）も5部提出すること。

4 著作権等の取扱い

- (1) 著作権者
著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、種子島観光協会に帰属する。
- (2) 第三者への使用許諾
第三者への使用許諾は、種子島の観光振興へ資し、適当と認められる場合に限り、種子島観光協会が行うものとする。
- (3) 権利関係の処理
 - ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
 - ③ 広報資材に地図データを使用する場合は、権利が種子島観光協会に帰属するように調製すること。

- ④ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ⑤ 著作権の取り扱いについて、ここに記載のない事項については、種子島観光協会と受託者で協議のうえ処理することとする。

5 その他

(1) 次年度以降の提言書について

次年度以降の提言書については、本年度の事業内容を踏まえて次年度以降の参考とするものであり、実施及び次年度以降の契約を約束するものではありません。

- (2) 前年度等の事業報告について概要の確認が必要であれば、質問事項として提出して下さい。
- (3) 今回の事業を行うにあたって効果的な提案があれば、該当する項目等で提案すること。